



国海査第 428 号の 2
平成 28 年 1 月 5 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会 長 榎 田 實 殿

国土交通省 海事局長
坂 下 広 朗



型式承認試験基準の一部改正について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり改正しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成 24 年 12 月 4 日付け国海査第 369 号「型式承認試験基準の一部改正について」において規定する「救命胴衣（膨脹式、大人用）の型式承認試験基準」、「救命胴衣（膨脹式、子供用及び幼児用）の型式承認試験基準」、「救命胴衣（固型式、大人用）の型式承認試験基準」及び「救命胴衣（固型式、子供用及び幼児用）の型式承認試験基準」をそれぞれ別紙 1 から別紙 4 のとおり改正します。
2. 1. に掲げる型式承認試験基準の改正は、平成 28 年 1 月 5 日から適用します。

